



国民健康保険税の 税率が変わります



【平成 31 年度と令和 2 年度の税率比較表】

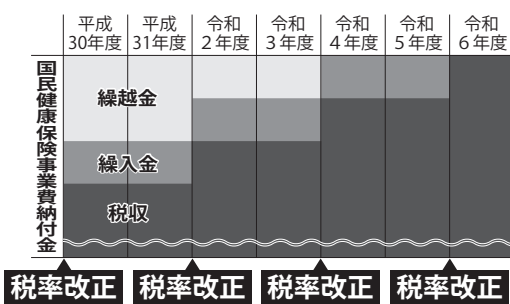
	医療分		後期高齢 支援金分		介護分	
	平成 31年度	令和 2年度	平成 31年度	令和 2年度	平成 31年度	令和 2年度
所得割	5.1%	5.43%	2.1%	2.1%	1.25%	1.37%
均等割	26,700円	27,600円	3,900円	5,800円	7,900円	8,600円
平等割	27,900円	26,600円	9,300円	8,800円	6,000円	6,000円

●改正の背景

国民健康保険制度は平成30年4月から広域化され、県が財政運営の責任主体となり、市町村と協力して制度を運営しています。広域化により県が医療費を全額

補てんする代わりに、市町村は県に国民健康保険事業費納付金を納付することになりました。県が医療費を全額負担することにより、市町村は医療費の急激な増加にも対応できるようにな

令和 6 年度までの国民健康保険税の税率改正予定（イメージ）



り、安定的な財政運営が可能になりました。

●税率の改正
国民健康保険事業費納付金は原則、国民健康保険税で全額を賄うことになりましたが、現在の税率ではできません。そこで、平成30年度から2年度ごとに4段階に分けて税率を改正し、令和6年度からは国民健康保険事業費納付金を国民健康保険税だけで賄う計画を平成29年度に作成しました。

ながら、急激な税率の引き上げを避けるものです。令和2年度はこの計画の2段階目にあたり、直近の国民健康保険事業費納付金額等を検討した結果、平成29年度に作成した計画を修正し、令和2年度から税率を改正することとしました。

国民健康保険制度および国民健康保険税についてご理解とご協力をお願いします。

●問い合わせ

・保険税について

税務課 内線119

・保険事業について

保健センター

☎(03)9677

・保険証・医療費について

保険医療課 内線155

